

○壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付要綱

平成28年7月1日

告示第101号

改正 平成30年4月1日告示第78号

平成31年4月1日告示第20号

令和2年4月1日告示第76号

(趣旨)

第1条 この告示は、壱岐市における少子高齢化及び人口減少を抑制するため、本市への新規転入者に対し、予算の範囲内において壱岐市移住者住宅等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については壱岐市補助金等交付規則(平成16年壱岐市規則第33号。以下「規則」という。)及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民として永住の意思をもって居住し、5年以上継続して本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本市にあることをいう。
- (2) 新規転入者 転入前3年以上住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定による他の市町村(特別区を含む。)の住民基本台帳に記録されていた者で、平成28年4月1日以後に本市に定住を目的として住所を定めたものをいう。
- (3) 新築 自己の居住の用に供するための建物(居住の用に供する部分と事業の用に供する部分が結合する併用住宅については、居住の用に供する部分に限る。)を平成28年4月1日以後に新たに建築し取得することをいう。ただし、相続、贈与又はその他取得対価を伴わない事由により建物を取得した場合を除く。
- (4) 中古住宅 自己の居住の用に供するための築年数10年以上の建物(居住の用に供する部分と事業の用に供する部分が結合する併用住宅については、居住の用に供する部分に限る。)を取得することをいう。ただし、相続、贈与その他取得対価を伴わない事由により建物を取得した場合を除く。

(補助の対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の事業名、対象者、対象経費等は、別表のとおりとする。

2 過去に補助金の交付を受けた者は、同一の事業について再度申請することはできないものとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に別表に掲げる書類を添えて、住宅を取得した日若しくは住宅の引渡しを受けた日又は本市に転入した日から1年以内に市長に提出しなければならない。

（交付の決定の審査及び通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、その結果について、壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は壱岐市移住者住宅等支援事業補助金却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 規則第6条第1項第7号の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 申請者及び世帯構成員に市税等の滞納が無いこと。
- (2) 申請者及び世帯構成員が行う補助事業が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にならないと認められること。
- (3) 申請者及び世帯構成員が行う補助事業が、政治活動又は宗教活動を目的としていないと認められること。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活保護受給世帯でないこと。
- (5) 申請する事業について、国、県又は市の制度による他の補助金を受けていないこと。

（申請内容の変更）

第7条 申請者は、補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、直ちに壱岐市移住者住宅等支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請について、承認を行うときは、壱岐市移住者住宅等支援

事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 申請者は、第5条又は前条第2項に規定する決定の通知を受けたときは、壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付請求書（様式第7号）により、市長に対し補助金を請求するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に定める補助金の交付の条件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽、その他不正な手段により、当該補助金の交付を受けたとき。
- (3) 当該補助金を目的外に使用したとき。
- (4) 補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に交付対象となった住宅を売り渡し又は居住しなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、壱岐市移住者住宅等支援事業補助金返還通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（交付手続の特例）

第10条 この告示による補助金の交付については、規則第13条の規定による実績報告及び規則第14条の規定による額の確定通知は省略するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年7月1日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成30年4月1日告示第78号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第20号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第76号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

事業名	対象者	対象経費	補助率及び補助額	添付書類
1 移住者 住宅取得 支援事業	新規転入者で5年以内に住宅を取得する者及び中古住宅を取得する居住用住居を有していない市民。ただし、申請時に公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）である者及びその同居する親族を除く。	新築住宅の取得（土地の取得を含む。）に係る経費	対象経費の10分の1以内又は250万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。）	(1) 世帯全員の住民票の写し及び本市に転入前3年以上市外に住民基本台帳に登録があったことが確認できる書類（戸籍の附票等） (2) 取得に係る経費を明らかにできる書類（工事請負契約書、売買契約書等の写し）及び支払いを証明できる書類（領収書又はこれに準ずるものの写し等） (3) 世帯全員の市税等の滞納が無い旨の証明書 (4) 取得した住宅及び土地の登記事項証明書又は建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の写し
		中古住宅の取得（土地の取得を含む。）に係る経費	対象経費の5分の1以内又は100万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。）	
2 中古住宅改修費用支援事業	新規転入者で定住を目的として本市に移住した	壱岐市の空き家バンクに登録され	対象経費の2分の1以内又は100万円（子育て世帯に	(1) 世帯全員の住民票の写し及び本市に転入前3年以上市外に住

業	者。ただし、申請時に公務員である者及びその同居する親族を除く。	た売買又は賃貸物件を取得し、居住の用に供するための改修に係る経費及び放置されていた家財道具の撤去に係る経費（ただし、過去に補助金の交付を受けた物件（交付決定を受けている物件を含む。）と同一の物件及び空き家所有者が空き家バンクに登録するために改修補助を受けている物件は対象としない。）	については、中学生以下の子ども1人当たり20万円を加算した額とし、上限は200万円とする。）のいずれか低い額（1,000円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。）	民基本台帳に登録があったことが確認できる書類（戸籍の附票等） (2) 住宅改修等に要した経費を明らかにできる書類（工事請負契約書等の写し）及び支払いを証明できる書類（領収書又はこれに準ずるものの写し等） (3) 世帯全員の市税等の滞納が無い旨の証明書 (4) 賃貸契約書の写し又は登記事項証明書 (5) 事業に係る改修撤去前及び改修撤去後の写真
3 移住費	新規転入者で定	市外から本	対象経費の3分の	(1) 世帯全員の住民

<p>用支援事業</p>	<p>住を目的として本市に移住した者。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>(1) 申請時に公務員である者及びその親族で転入前に同居していた者</p> <p>(2) 本市と市外に事業所を有し、事業所間で転勤してきた者</p>	<p>市へ移住する際に係る荷物運搬料及び交通費等の経費。</p>	<p>2以内又は20万円の内いずれか低い額(1,000円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。)ただし、同一世帯で転入日から起算して過去1年以内に、同補助金を受給した者がいる場合は合算して20万円を限度とする。</p>	<p>票の写し及び本市に転入前3年以上市外に住民基本台帳に登録があったことが確認できる書類(戸籍の附票等)</p> <p>(2) 世帯全員の市税等の滞納が無い旨の証明書</p> <p>(3) 移住する際にかかった荷物運搬料及び交通費等の領収書又はこれに準ずるものの写し</p>
--------------	---	----------------------------------	--	--

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付申請書

壱岐市長 様

年度壱岐市移住者住宅等支援事業補助金の交付を受けたいので、壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、市が他の補助制度の活用状況、市税等の納付状況の調査及び市関係機関への情報提供を行うことに承諾します。

申請者	住所			電話番号			
	氏名	印		生年月日	年	月 日	
事業名	1 移住者住宅取得支援事業（新築・中古住宅取得） 2 中古住宅改修費用支援事業（中古住宅改修・家財撤去） 3 移住費用支援事業						
申請内容	所在地	町		番地			
	転入日	年 月 日					
	区分	新築住宅 ・ 中古住宅		専用住宅 ・ 併用住宅			
	契約の相手方	所在地					
		名称			電話番号		
	床面積	区分	住宅専用部分		その他の部分	計	
		1階	m ²		m ²	m ²	
		2階	m ²		m ²	m ²	
		3階	m ²		m ²	m ²	
		その他	m ²		m ²	m ²	
	※住宅取得	取得(引渡し)年月日		年 月 日			
		取得経費		円			
	※中古住宅改修	契約年月日		年 月 日			
改修・撤去経費		円					
※移住費用	本市への転居日		年 月 日				
	移住経費		円				
補助金額		円					

- 注) 1 申請書には、別表に掲げる書類を添付して下さい。
 2 事業名欄は、該当する事業の番号に○を記入して下さい。
 3 ※欄は、該当する事業の欄のみ記入して下さい。
 4 補助金額欄は、別表を参照の上計算し記入して下さい。

様式第2号（第4条関係）

誓約書

年 月 日

壱岐市長 様

住 所

氏 名

印

壱岐市移住者住宅等支援事業補助金の交付申請に当たり、私を含む世帯構成員は、次に掲げる事項について誓約します。

- 1 申請時において、市外に住所を有している者又は移住をした日から起算して1年（市長が必要と認める期間を除く。）を経過していない者であること。
- 2 転入する理由が転勤、出向等職務上のもの、その他市長が適当でないと認めるものでないこと。
- 3 定住（新築事業、購入事業及び改修事業にあつては移住後又は転居後少なくとも5年以上市内に居住することをいう。）をする意思があること。
- 4 本市及び移住前の住所地において市区町村税を滞納していないこと。
- 5 過去においてこの要綱の規定による補助金の交付を受けたことがないこと。
- 6 補助金の交付の申請をする日の属する年度内に補助対象事業に係る各契約を締結し、市長が指定する期日までに対象住宅において居住を開始すること。
- 7 購入事業、改修事業又は賃貸事業を行う場合にあつては、購入する空き家等又は賃借する賃貸住宅の所有権を有する者の3親等以内の親族でないこと。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 9 入居後に市が実施するアンケート等、補助事業者に対するフォローアップに対して協力すること。
- 10 転入後、地域の自治公民館に所属する、又は所属する意思があること。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度壱岐市移住者住宅等支援事業補助金について、壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付することと決定したので同条の規定により通知します。

壱岐市長 印

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付条件
 - (1) 申請者及び世帯構成員に、市税等の滞納が無いこと。
 - (2) 申請者及び世帯構成員が行う補助事業が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にならないと認められること。
 - (3) 申請者及び世帯構成員が行う補助事業が、政治活動又は宗教活動を目的としていないと認められること。
 - (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活保護受給世帯でないこと。

第 号
年 月 日

様

壱岐市移住者住宅等支援事業補助金却下通知書

年 月 日付で申請のあった 年度壱岐市移住者住宅等支援事業補助金について、壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり却下することと決定したので同条の規定により通知します。

壱岐市長

印

記

却下の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、壱岐市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、壱岐市を被告として（訴訟において壱岐市を代表する者は壱岐市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号（第7条関係）

壱岐市移住者住宅等支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

壱岐市長 様

申請者 住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度移住者住宅等支援事業補助金について、内容を一部変更する必要があるため、壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容	
2 変更理由	
3 交付決定額	円
4 変更後の交付申請額	円
5 添付資料	<input type="checkbox"/> 変更前の申請内容 <input type="checkbox"/> 変更の内容が分かる資料 ()

様式第6号（第7条関係）

壱岐市移住者住宅等支援事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

壱岐市長 印

年 月 日付けで変更の申請のあった 年度壱岐市移住者住宅等支援事業補助金について、次のとおり変更を承認し、交付することと決定したので、壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

補助金の交付の対象となる事業の内容は変更承認申請書に記載されたとおりとする。

変更前交付決定額	円
変更交付申請額	円
変更後交付決定額	円

様式第7号（第8条関係）

壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け 第 号で額の決定通知があった 年度壱岐市移住者住宅等支援事業補助金を上記のとおり交付されるよう、壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、請求します。

年 月 日

壱岐市長 様

請求者 住 所
氏 名

印

【振込先指定口座】

金融機関名	
本支店名	
口座種別	
口座番号 (右詰めで記入)	
フリガナ 口座名義人	

様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

壱岐市移住者住宅等支援事業補助金返還通知書

年 月 日付で交付した 年度壱岐市移住者住宅等支援事業補助金について、既に交付した補助金を下記のとおり返還されるよう、壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

壱岐市長

印

記

1 補助金返還額 金 円

(返還額内訳表)

交 付 決 定 額	円
交 付 確 定 額	円
既 交 付 額	円
返 還 金 額	円

2 返 還 理 由

3 返 還 期 限 年 月 日

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第9条関係)